

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会会議録

---

令和5年4月13日 午前10時29分 開 会

---

出 席 委 員

委員長	矢口龍人
副委員長	久松公生
委員	櫻井健一
委員	岡崎勉
委員	佐藤文雄

---

欠 席 委 員

な し

---

委 員 外 議 員

議 長 小座野 定 信

---

出 席 説 明 者

な し

---

出 席 書 記 名

議会事務局	局 長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係 長	折本尚充

---

## 議 事 日 程

令和5年4月13日（木曜日）午前10時29分 開 会

### 1. 開 会

### 2. 事 件

- (1) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関すること
  - ・ 正副委員長互選について
  - ・ 本審査会の審査方法について
  - ・ 審査対象の適否について
- (2) その他

### 3. 閉 会

---

開 会 午前10時29分

○議会事務局長（金子俊文君）

どうもご苦労さまでございます。

定刻前でございますので、皆さんおそろいになりましたので、かすみがうら市議会議員政治倫理審査会を始めさせていただきます。

引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉、密集、密接の注意を払い、会議を行いたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります前に、本審査会の運営、運用について、あらかじめご説明をさせていただきます。

本審査会につきましては、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例及びかすみがうら市議会議員の政治倫理条例施行規則によりまして運営、運用していくものでございますが、必要に応じまして各種常任委員会に倣い、準じることで運営、運用をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、委員長互選の方法についてご説明をさせていただきます。

委員会条例第10条第2項の規定により、出席委員の中で最年長の委員が、委員長が互選されるまでの間、委員長の職務を行うこととなっております。委員長が互選されるまでの間、佐藤文雄委員が委員長の職務を行っていただくこととなります。

佐藤委員、よろしくお願いたします。

○佐藤文雄臨時委員長

おはようございます。

引き続きかすみがうら市議会議員政治倫理審査会におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大のための密閉、密集、密接の注意を払い、会議を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、これより私が、委員長を互選されるまでの間、委員長職務を行います。よろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は5名、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を開催します。

あらかじめ申し上げます。

本日の会議には、傍聴の申出がございます。かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第6条第8項により、本審査会は公開といたします。

これより傍聴人の入室を認めます。

これで暫時休憩をします。 [午前10時30分]

○佐藤文雄臨時委員長

会議を再開します。 [午前10時30分]

まず、会議に入ります前に、小座野議長から挨拶をお願いいたします。

○小座野定信議長

おはようございます。

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今回、令和5年4月3日付で佐藤文雄議員より、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例に基づく調査の申出がありました。書類内容を精査したところ、政治倫理条例第3条第1項に抵触している疑いがあると思われましたので、同条例第5条第1項に基づき、かすみがうら市議会議員政治倫理審査会を設置することといたしました。

審査の委員の選任につきましては、各常任委員会委員長、副委員長及び議会運営委員会の中から本日出席していただいている皆様が適任であると思われましたので、第4条第4項に基づき指名させていただいたものでございます。

資料はタブレットに掲載してあるとおりであります。これらを十分に慎重審査いただきまして、最後に本職に審査結果を報告いただけますようお願いいたします。

なお、内容の詳細につきましては、申出議員から説明を賜りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

本日はよろしくお願いたします。

○佐藤文雄臨時委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、折本尚充君を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、委員長は委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

委員長の互選は、先例により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄臨時委員長

ご異議なしと認めます。

よって、指名推選といたします。

これより、委員長の候補者につきまして、ご意見等をお伺いします。

どなたか、ご推挙いただけますか。

○岡崎 勉委員

佐藤委員がよろしいと思います。

○佐藤文雄臨時委員長

私は訴えているほうだから。

○岡崎 勉委員

佐藤委員が一番いいと思うんだ、私は。

○佐藤文雄臨時委員長

ただいま岡崎委員から、佐藤委員を委員長に、推薦するとのことのご意見がございました。

○矢口龍人委員

岡崎委員をお願いします。

だって、佐藤委員は請求者でしょう。請求者が委員長というのはちょっとあまりにおかしな話なんで。

○佐藤文雄臨時委員長

今、矢口委員から岡崎委員の指名がありましたけれども、いかがしますかね。

○久松公生委員

矢口委員。

○佐藤文雄臨時委員長

今度は久松委員から矢口委員という意見がありましたけれども、いかがいたしますかね。

○岡崎 勉委員

矢口委員でいいんじゃないの、だって、やはり議員経験の多い人が、内容が分かっていると思います。

○佐藤文雄臨時委員長

暫時休憩します。 [午前10時34分]

○佐藤文雄臨時委員長

会議を再開します。 [午前10時35分]

いろんなご意見がございましたが、矢口龍人委員が適格じゃないかという声がありましたので、矢口龍人委員をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄臨時委員長

それでは、矢口龍人委員をお願いいたします。

それでは、私は失礼いたします。

○矢口龍人委員長

次に、副委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、副委員長は委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

副委員長の互選は、先例により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

異議なしと認めます。

委員長一任の声がございましたので、それでは、よろしいですか、私の指名で。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、副委員長に久松公生委員を推薦いたします。

それでは、久松委員を副委員長とすることでご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

異議なしと認め、よって、副委員長に久松委員が当選されました。

それでは、そのように議長に報告させていただきます。

暫時休憩します。 [午前10時37分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時39分]

初めに、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関するものであります。

それでは、本審査会の審査方法についてを議題といたします。

まず、審査対象の適否について審査いただきます。

申出内容につきましては、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例で審査するのが妥当であるか否かということでございます。申出議員から申出内容につきましてご説明いただき、質疑を行い、各委員から意見を賜ります。

次に、政治倫理条例基準に違反する行為の存否について審査いたします。

市議会議員の政治倫理条例に違反する行為が実際にあったか否かということでございます。被審査議員に出席いただき事情を聴取するとともに、説明の機会を設けます。同じく質疑を行い、各委員からの意見を賜ります。

次に、条例の抵触の有無について審査いただき、委員会としての措置を検討いただきます。

最終的に審査結果報告書をご確認いただき、承認いただければ、議長へ提出いたします。

なお、審査の過程によりまして、審査内容を追加して進めてまいりますことといたします。

それでは、質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見等もないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、審査対象の適否についてを議題といたします。

申出議員から説明を求めます。

○佐藤文雄委員

4月3日に調査請求書を出したんですが、今回の市議会議員選挙で最終学歴という記載について、学歴詐称の疑いがあるということで申込みを、調査を依頼したんですが、市議会議員当選者というのが、これ立候補者も当選者も大体同じですけども、当選者の前の立候補者のところの経歴表の見方、13ページのところ。茨城新聞の記事、13ページのところを見てください。

ここに経歴表の見方、氏名、年齢、職業、所属と現新元別、主な肩書、経歴、当選回数、最終学歴つてあるんですね。これを見ますと、まず問題なのが鈴木貞行議員ですね。千葉大卒つてあるんですよ。一方で、小倉博議員は千葉大果樹専攻科修了となっているんですね。これがどういうことなのかということで、いろいろ調査をいたしました。調査をしたときに、これは千葉大園芸学部という名簿があるんですね。この名簿の中に小倉議員も入っていると思うんですが、8ページのところ、ちょっとマーキングしておいてください。昭和48年3月、通番36ですね。

その次が鈴木貞行議員、上のほうから、これ9ページですね。ということなんですが、この別科というのは一体どういう中身なのかなということをやちょっと調べてみましたら、4ページです。これ学校教育法の問題で、専攻科、別科とあるんですね、第91条。専攻及び別科を置くことができる。大学の別科は③です。前条第1項に規定する入学資格を有する者に対して、簡単な程度において、特別の技能教育

を施すことを目的とし、その修業年限は1年以上とするということになっております。これが学歴に当たるのかということが問題だと思うんですね。

それで、2ページに戻りますと、こういういろいろ別科の扱いについては、この大学卒でも、短大卒でも全くこれに該当しないんですね。簡単に言うと、普通に例えば講習を受けると。講習を受けたら、その分が自分の知識になっていくということだけであって、特に学校教育法に基づいた学歴に当たらないというふうに思えるんですね。それがやはり一番問題だというふうに思います。

実はここに最終学歴というのが、5ページのところにあると思うんですね。総務省の統計に用いる最も高い教育の経歴を最終学歴と言う、総務省の統計調査では、統計の都合上、最終学歴に中退を含まないこととしているが、広く一般的かつ国際的には中退も学歴のカテゴリーに入り、履歴書等にも実際に記入すると。卒業については、日本では短縮した名称があり、以下の略称で呼ばれる、またはこれらを中期退学した場合は中退として呼ぶということで、中学校、高校、専修、高等専門学校、短期、または専門短期大学ですね、短大卒、大卒は大学卒と、大学院の場合は院卒というふうになっております。厳密的に短期大学も大学の一種だというふうに使われております。そういう意味では、短大卒、学部卒、大学院卒、いずれも大学卒であるため、大卒ということになるそうです。

しかし、最終学歴は、最も高い教育の経歴を明示する役割があるため、教育段階ごとに名称が異なり、最も高い教育の経歴が短大、短期大学の場合は短大卒、大学の学部の場合は大卒、大学の大学院の場合は院卒となる。また、医学部、歯学部、薬学部なども、6年制の学部卒についても実際に修了したのは学士課程であるため、最終学歴は大学卒となるということなんです。

そういう意味では、学歴そのものの認知ということを正確にしていかなないと、有権者に正しい情報が提供されないということになるわけです。そうしますと、この政治倫理条例にあります第3条ですね。議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないというふうになっておりまして、この1項のほうに、市民全体の代表として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことということに対しては、やはり虚偽の事実があるんじゃないかということで、この請求をしたわけです。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。

○岡崎 勉委員

これこういうのは指導とか、あるいはそういう説明というのは、選挙管理委員会とかなんかはやらないんですかね。

○佐藤文雄議員

選挙管理委員会で、この学歴なんかもチェックするのかなということだと思うんですが、基本的に選挙管理委員会は、届出を受けたやつをそのまま表示をしているというのが現状なんじゃないかなと思うんですね。だから、選挙管理委員会は何らかの形で指摘をどこからか受けた場合に、選挙管理委員会が調査をするとかということにもなるし、また、この政治倫理条例ね、審査会の中の結果によっては、選挙管理委員会は何らかの対応をせざるを得なくなるかもしれないですけどもね。

ちょっと選挙管理委員会がこの学歴までチェックをするかというのは聞けないと思うんですけどもね。

○岡崎 勉委員

ということは、結局、議員の中でこういう話をしていて、それを選挙管理委員会の話でね、判断してもらおうというのはどうなんだろうね。例えば分からなくてやった、例えば今回の対象は、補選もやっていますんで、そういう中でやってきて、たまたま議員の中で調べたんで、そういうことはどうなんですかという。そういうときには、次からこういうので気をつけろとかなんとかってあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。

○佐藤文雄委員

これ鈴木貞行議員は補欠選挙も出ているんですね。補欠選挙でも、これ園芸学部園芸別科卒業ね。今回の令和5年1月22日のも同じですよ、全く。聞くところによると、この令和4年7月10日のときに違うんじゃないかっていうふうに指摘されたんじゃないかという話も聞いているんですが、それは私、うわさ程度なんで、ちょっと分からないんですよ。選挙管理委員会という、こちらとしては総務課ですかね、事務局は。その事実関係を調べていただかないと分からないですよ、私は。

○議会事務局長（金子俊文君）

総務課のほうに確認させていただきます。

○矢口龍人委員長

今の件なんですけれども、結局選挙管理委員会では、首長選挙の場合は学歴に対して証明書をつけろということになっているらしいんですけども、議員は、要するに申告で終わっちゃっているんだよね。そこまでその条件が示されていないというのが議会の状況なんですけれども。だから、こういうことになってどうなんだということになると、選挙管理委員会は調査はちょっとやぶさかでないんじゃないかなと思うんだよね。ただ、本来であれば異議申立ての期間の中だったら、選挙管理委員会も当然、公職として調査も、異議申立てに対する内容の調査をするというのは当然なんだろうけれども、それはもう過ぎちゃっているんで、どうかなというふうなことは思いますけれども。いずれにしても、こういう状況なんで、選挙管理委員会に対して出席要請して、それで何うようにしたいと思いますけれども、どうでしょうね。そういうことですよ。

○岡崎 勉委員

あとはちょっと1つ、例えば今言ったように市長とか首長の場合には提出するとなっていますけれども、市議会議員についてはそれほど細かくは言っていないということに対しては、我々、今回初めてこの政治倫理条例をつくりましたよね。こういう会を開いたんで、こちらはそういう注意をすとか、それでもやった場合にとか、というのはどうなんだろうね、その辺は。だから、せっかくこれできて、倫理というのは自分の襟を正すために自覚してやるのは当然ですよ、これは罰則も何もないですから。その辺は、ここでもってそういうふうに注意すとか、何かそういう方法はどうなんだろうかなと思っ、今の話です。

○矢口龍人委員長

先ほど議長からもお話がありましたけれども、私たちは事実の調査をするのが審査会であって、いいとか悪いとかって、そういう判断を結局、私情が入ったんではいけないと思うんですよ。客観的に、やはりどういふことか、その請求者の請求内容についてきちっと調べて、それに対して報告をするというのが我々の仕事なんで。今度から謝ればいいのかこれからどうのとかって、そういう次元の話ではないんですよ。

○岡崎 勉委員

そういうことは、該当する人を呼んで、正式に、今、佐藤委員が言ったような話を正式に聞いて、それでいろいろ判断したのがよろしいんじゃないですか。

○佐藤文雄委員

いろんなね、調査、今、選挙管理委員会の事務局に前回と今回の違いを聞いてみるということもいいと思うんですね。疑いがされていると言われていた鈴木貞行議員に聞くということも必要なことだと思うんだけど、今現在、私たちのほうは、この詐欺に、学歴詐称の疑いがあるかどうかをね、まず確認したいと思うんだよね。これだよ。これがやはり一番ポイントだから。

○小座野定信議長

実際に千葉大、これは別科には2名とも通学しているわけですよ。2年間。そこで、その別科とやらの卒業証書とかそういったものは出ていないんですか。

○佐藤文雄委員

卒業というふうにはならないという、修了だということですよ。だから、小倉議員は修了となっているんですよ、小倉議員。これ見ても分かるように修了なんです。だから、修了というのは、これはあくまでも学歴には入らないんですよ。私たちよく勉強に行くじゃないですか。そういうところに、いわゆるそのときに勉強して修了証書なんかもらうんですけれどもね。そういうものが証書であって、資格にはならないんですよ。そこの問題なんです。だから、小倉議員は修了となっているんですよ。でも、それを学歴にしちゃっているんだよね。鈴木貞行議員は逆に卒業にしているわけだ。卒業証書は出されていないから、じゃ出してみろというふうに今度は本人にね、卒業証書はあるわけないんだから、ないんですよ。ということなんです。

○櫻井健一委員

この学歴詐称という詐称というところの意味としては、偽りっていうこととか報告することじゃないですか。偽るということはどういうことだということは、本当でないことを知りながら本当らしく言うとかうそを言う、だますというような本人の意思ということがすごく重要になると思うんですけれども、先ほども岡崎委員から、本人に出席してもらって説明をということがありましたけれども、そこを聞き取りをしないと、途中で書き方を変えているというような経緯もこの中で見られますので、そういうところを本人に聞いてみて、間違っちゃったのを途中で気づいて直しているのか、そこが一番肝心だと思うんですね。だから、その詐称というところの学歴の中で言うのであれば、そこが一番肝心なので、今のこのメンバーで決められるかどうかというのはちょっと。

○矢口龍人委員長

全くそのとおりで、当然、本人に来ていただいて、それで本人の意見を聞く機会は当然、次回に持とうと思っていますけれども、今回は、一応、請求者が参考資料を添えてお話がありましたから、それに対して皆さん方がちょっと疑問に思うところとか何かあればね、請求者に質問していただいて、次に、今度は本人に、例えば千葉大学の卒業証書があるのであれば、当然それも持参してもらい、修了証も持参してもらい。それによってまた審査会の中で検討したいなというふうに思っています。

○佐藤文雄委員

これウィキペディアという、よくインターネットで、これにちょっと検索をするとね、学歴詐称というのがあるんだけど、学歴詐称とは、他人や社会に対して、事実ではなく虚偽の学歴を表明することであるということなんだよ。だから、意識してどうのこうのじゃなくて、自分が思い込んでいるかどうかも別にして、やはり事実ではない、これを虚偽の形になっていけば、学歴詐称というふうに当たるんじゃないかな。正直いって、私も千葉大卒ってなっていたんで、すごくびっくりしたんですよ。千葉大はなかなか、当時、私は二期校なんですけど、千葉大は一期校なんですよ。東北大学に次ぐぐらいのいわゆる学歴としてはかなり上のクラスの大学なんで、その方がこの立候補者にいらっしゃるという点

では、基本的には驚いたという経過があるんで。そうしたら、別なほうから、これは園芸学部にも、そういう別科というものがあって、その別科はあくまでも学歴の問題じゃなくて、園芸とか農業に対して大学がそういういろんな授業というか、研修をすることによって、農業後継者を育てていくというための別科だというふうに聞いたんですね。

ですから、あくまでも入試があるわけじゃないし、卒業もある中身じゃないということだということなんですね。

○久松公生委員

先ほどのお話で、新聞のところで、自分なんかもそうなんですけど、たしかこれ多分、これも本人に確認しないと分からないんですが、恐らく最終学歴とかそういうところで、私は確認の電話が新聞社のほうからありました、これでいいですねと。恐らく多分、皆さん学歴みたいなやつは提出していると思うんですが、新聞社から依頼が来て。多分その中で皆さんは多分確認の電話とかあったと思うんですが、この千葉大卒とここに書いてあるんですが、多分ここでも、本人に聞いてみないと分からないんですが、恐らく千葉大卒とは書いていなくて、そのときの資料は、多分、千葉大学の別科の、とは書いたとは思いますが、だから、それに対して新聞社が表現的にはこういうふうに出してしまったんですが、その辺のところのちょっと確認も必要かなと思います。

○佐藤文雄委員

我々は立候補するときに、調書というか、あれ読売新聞社から提供があって、読売新聞社に対して書いたやつを送ったというふうに記憶するんだけど、私は特別、確認はされませんでした。久松委員は確認されたの。

○久松公生委員

電話があって、こういうふうになるけれども、じゃこれでいいですねというふうに言われたので、いいですよって、そう言いました。なので、鈴木貞行議員もそこで、千葉大卒でいいですかとは多分言われていないと思うんですよ。千葉大何とかかんとか、それでいいですかというときに、はいと言ったかもしれないんだけど、表示は千葉大卒となっていると思うんです。

○矢口龍人委員長

そういう捉え方もいいと思うんですけども、ただね、鈴木貞行議員の場合は、最初に新聞に出たときに、要するに立候補者のところも千葉大卒になっているんですよ。当選者も千葉大卒になっているわけ。だから、もし訂正するならば、この時点で新聞社に電話して、これ間違っていますよと、千葉大卒じゃありません、私は言うのが本来なんですよ。それをそのまま載せて、あれも載せているというのは、何かこう作為というか、本人は理解しているんじゃないかなとは私は見ますけれどもね。

○小座野定信議長

補選のときの話ですか、それとも本選のときの話。

○矢口龍人委員長

どっちもみたいですわね。

それとあと、我々当選してきた議員が身上書を出していますよね、事務局のほうに。それこのお二人のやつ、写しを頂けますか、審査会のほうに提出いただけますか。身上書になっていますよね、履歴書。みんな出してあるんで。だから、それともまたこれとどういうふうな内容か精査したいんで、提出をお願いします。

暫時休憩します。

[午前11時08分]

○矢口龍人委員長

では、会議を再開します。 [午前11時19分]

質疑ありませんか。

○佐藤文雄委員

聞き取りをするのは、本人に聞き取りをするということと、ほかに選挙管理委員会からの聞き取りは必要ないんですか。

○矢口龍人委員長

その辺は皆さんのお考えで、もしそれが必要であれば聞きますし、参考人招集しますし。

○小座野定信議長

正直、選挙管理委員会のその自分で書いたもの、残っていれば、そういうのも提示してもらったほうがいいんじゃないですかね。

○矢口龍人委員長

選挙管理委員会に資料請求と、それから出席依頼をしますか。どうですか、お諮りしますけれども。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、異議なしということで、そのようにさせていただきます。

じゃ事務局のほうで連絡をお願いします。

○佐藤文雄委員

あと、千葉大に行く必要があるんじゃないの、我々が。いや、別科とかさ、そういうことについて一定程度さ、我々もよく知らないとまずいんじゃないかなと思うんだけど、どうなんでしょう。

○矢口龍人委員長

次回の会議の後でもいいじゃないですか。後、疑わしいのであれば、もうそのまま調査するというところで、取りあえず参考人、2名議員に出席依頼をしたいと思いますので、よろしいでございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、そのようにさせていただきます。

では、次に、次回の審査会につきましては、さきの説明のとおり、被審査議員である鈴木貞行議員及び小倉博議員に出席いただき、審査を行うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

あと、選挙管理委員会に提出書類と、それから参考人の招致をお願いしたいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、かすみがうら市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。

散 会 午前11時26分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会

委員長 矢口龍人